

(様式第111号)

処理コード
3420

## 農業老年年金保険料額変更申出書 (通称: 変更)

当月分の保険料から変更を希望する場合は、変更を希望する月の15日までの申出年月日(JA受付年月日)である必要がある。  
16日以降の場合は、翌月分から保険料額の変更となる。

独立行政法人農業者年金基金  
私は、下記により保険料月額

年月日  
令和 4 年 5 月 16 日

申出年月日とJA受付印の日

(2) 被保険者証の記号番号	記号 1 2 3 4 5 6 7 8 9 0 1 2 3 4 5
(3) 被保険者氏名	(フリガナ) ノウネン タロウ 氏名 農年 太郎
(4) 生年月日	昭和26年3月04日 平成30年4月15日
(5) 被住居	(フリガナ) 〒 123-4567 トウキョウト ミナトク ニシシンバシ 1-6-21 東京都 港区 西新橋 1-6-21

(6)で10,000~19,000円を選んだ場合、その要件を満たしている

**(6) 変更後の月額**

1	0	0	0	0
---	---	---	---	---

円

**(7) (6)で10,000~19,000円を選択した方**

チェックシートにより必ず自己点検し、確認後✓を記入してください。  
 私は(1)の時点において35歳未満であり、政策支援相当者ではありません。

- 20,000~67,000円の月額を千円単位で選択し記入してください。
- なお、35歳未満で政策支援相当者ではない方は10,000~19,000円の選択も可能です。
- 10,000~19,000円を選択した方は、次の①②にご留意ください。
- ①35歳以降の月額(20,000~67,000円)申出は35歳前に様式第119号を提出してください。
- ②35歳前に政策支援相当者になったときには、速やかに様式第15号を提出してください。

**(8) 変更後の保険料が該当する最初の月**

令和 04 年 06 月分から変更

- 毎月納付は、当月分を翌月に振替ます。
- 1~15日の申出は当月分(申出翌月振替)から変更できます。
- 16~末日の申出は翌月分(申出翌々月振替)から変更できます。
- 例:「令和05年04月分から変更」は令和05年5月振替の4月分から(6)の月額となります。
- 過去の月の月額は変更できません。
- 前納納付で既に納付済の年の月額は変更できません。

※ JA 記入欄	農林漁業団体統一コード	※ 受付印						
	<table border="1"> <tr> <th>種別</th> <th>都道府県</th> <th>団体コード</th> <th>支所コード</th> </tr> <tr> <td> </td> <td> </td> <td> </td> <td> </td> </tr> </table>		種別	都道府県	団体コード	支所コード		
種別	都道府県	団体コード	支所コード					
×	3420-	※ 受付印						
×	02 : 20-67⇔20-67							
×	05 : 10-19→20-67							
×	11 : 10-19⇔10-19							